

## 別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、和田漁港から東南東に約 15km 離れた、水深約 500m の北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1）。

排出海域は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

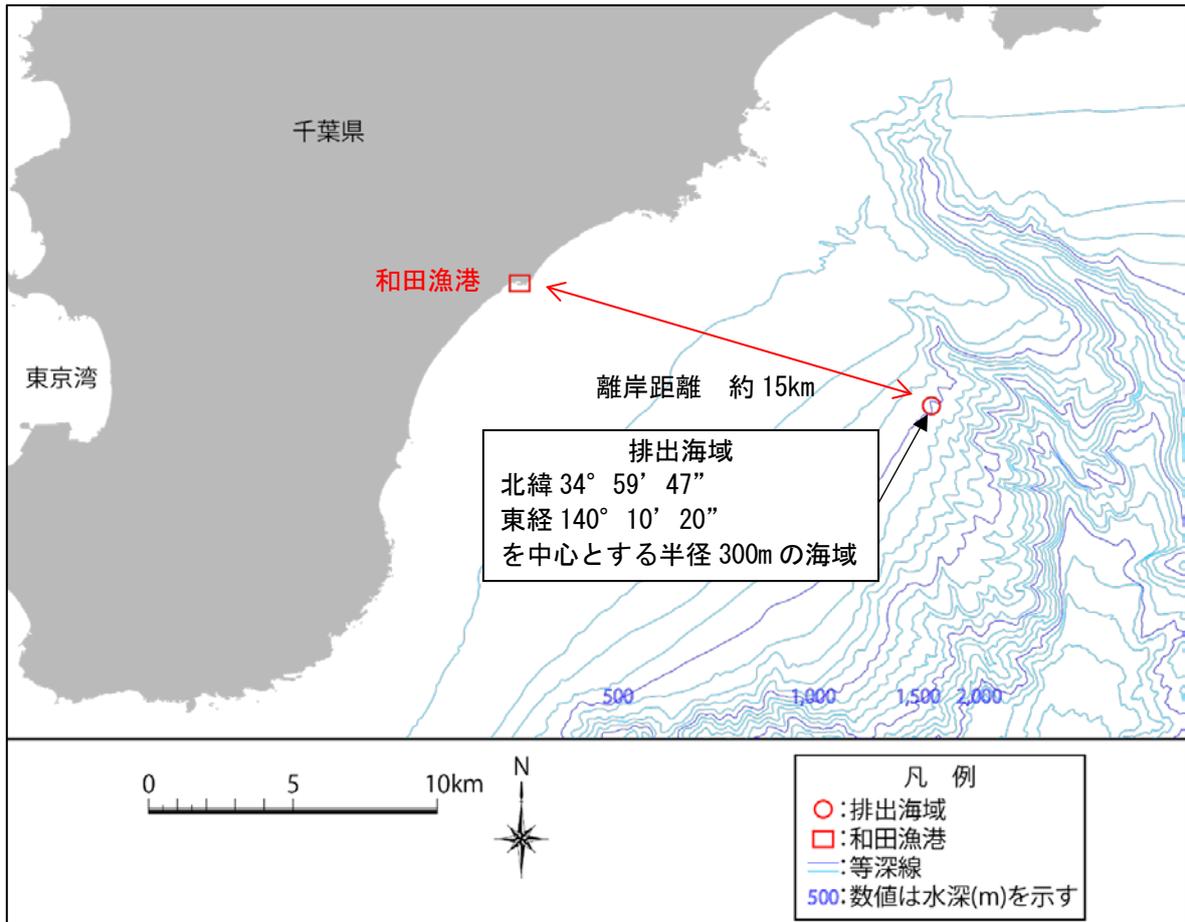
排出海域の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。

なお、当事務所が以前に許可申請をした既許可事業（許可番号：15-005）と同一の排出海域に設定した。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 3 年 3 月 17 日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

本申請の排出海域は、最も近い許可番号 8-011（鴨川市（浜荻漁港））の排出海域より約 5.8km 離れており、許可の有効期限も平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までと、本事業における投入時期と大きく異なることから、複合影響の可能性はほとんどないと考えられる。

また、累積的な影響については、「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改訂案）」（国土交通省港湾局、平成 25 年 7 月）（以下「技術指針」とする）において、前回の申請時に「初期的評価」を実施した場合には、累積的影響を考慮する必要はないと記載されている。本申請と排出海域が同一箇所である前回（許可番号 15-005）の申請は初期的評価であるため、累積的影響を考慮しない。



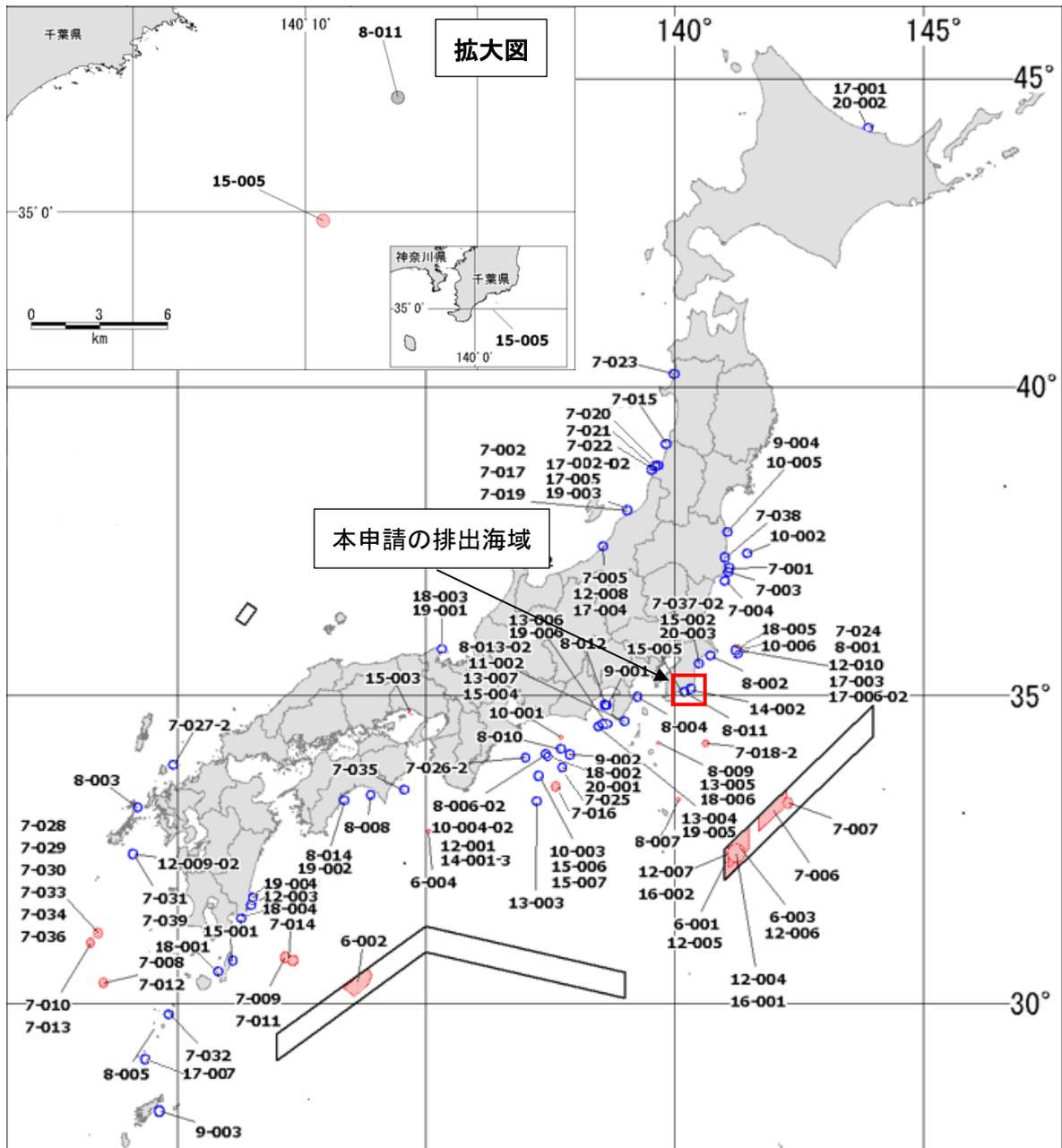
出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2015年)より作成

図-2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

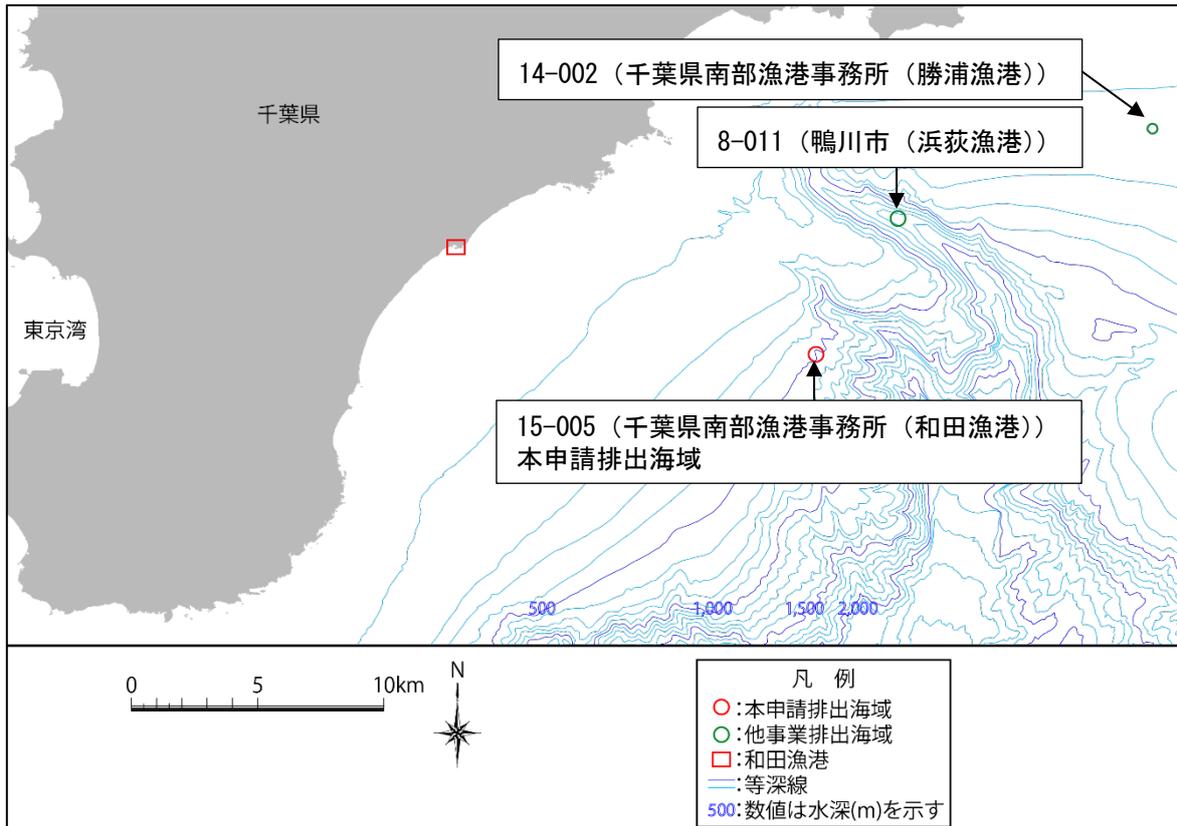
許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量(m <sup>3</sup> )	排出海域
8-011	鴨川市(浜荻漁港)	平成20年8月1日～平成21年3月31日	18,000	北緯 35° 02' 44"、東経 140° 12' 30" を中心とした半径 300m の海域
14-002	千葉県南部漁港事務所(勝浦漁港)	平成26年5月16日～平成29年3月31日	131,000	北緯 35° 04' 40"、東経 140° 19' 12" を中心とした半径 200m の海域
15-005	千葉県南部漁港事務所(和田漁港)	平成27年11月20日～平成32年(令和2年)11月19日	70,000	北緯 34° 59' 47"、東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の海域

出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、令和3年3月17日時点)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、令和3年3月17日時点)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、令和3年3月17日時点)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2015年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係